

## 第1回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会次第

日 時 令和5年10月30日（月）

午前10時～正午

場 所 阿久比町役場2階 会議室201

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ
- 3 会長、副会長の選出
- 4 会長あいさつ及び自己紹介
- 5 諮問
- 6 議事
  - (1) 下水道事業の概要
  - (2) 阿久比町下水道事業の概要
  - (3) 下水道事業経営の基本的考え方
  - (4) 阿久比町下水道事業経営の現状
  - (5) 経営状況の今後の課題
  - (6) 今後の予定
- 7 その他

次回 令和5年12月19日（火） 午前10時から正午

役場1階 会議室101

阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会委員名簿

委員氏名	役職名	備考
さいとう ゆり え 齊藤由里恵	中京大学 経済学部 准教授	第1号委員
たけうち よし き 樹 竹内祥樹	税理士、町監査委員	
おぎ はら みつ お 雄 荻原光雄	水道又は下水道使用者	第2号委員
ごとう ゆき こ 子 後藤由希子	水道又は下水道使用者	
やまもと み ほ 山本みほ	水道又は下水道使用者	
にい み せい じ 司 新美清司	水道又は下水道使用者	
みなみ しゅう 修 南	水道又は下水道使用者	
さいとう さ ゆ り 合 齋藤小百合	水道又は下水道使用者	
やまうち ただ か ず 和 山内ただかず	水道又は下水道使用者	
こんどう み ね こ 子 近藤美根子	水道又は下水道使用者	
いま づ て っ じ 次 今津哲次	阿久比町商工会 会長	第3号委員

委員任期

令和5年10月30日～

(敬称略)

事務局

氏名	所属・役職	備考
おの でら て っ や 哉 小野寺哲哉	建設経済部 部長	役場職員
やまだ けん ご 悟 山田健悟	建設経済部 上下水道課 課長	役場職員
たば 畑 だい す け 介 田畑大介	建設経済部 上下水道課 下水道係長	役場職員
みずの みき ひと 人 水野幹人	建設経済部 上下水道課 上水業務係長	役場職員
やまぐち きょう へい 平 山ぐち恭平	建設経済部 上下水道課 主査	役場職員
さ こう り ょう 太 酒向亮太	建設経済部 上下水道課 主事	役場職員

○阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会条例

令和5年3月30日

条例第7号

(設置)

第1条 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道料金等の在り方について審議し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道又は下水道を使用する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の職務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前においては、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設経済部上下水道課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。